

外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 補助事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施</p> <p>ア 内容</p> <p>外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的として、外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員を対象にした研修を実施する。研修内容は、外国人介護人材を受入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、<u>学習支援方法に関する知識や技能に関する研修</u>、外国人介護人材受入事例の紹介など、地域の実情に応じて必要な研修内容とすること。</p> <p>なお、本研修の対象施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることができるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 オンライン方式による研修の実施</p> <p>上記3（1）～（3）については、一定の条件を満たす場合においては、オンライン方式による研修の実施が可能である。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、原則として、同3（1）～（3）の内容を踏まえて設定すること。</p> <p>(1) 実施要件</p> <p>実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合とする。</p> <p>ア <u>感染症拡大等の影響</u>により、集合形式による実施が困難である場合</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～（3） (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 補助事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施</p> <p>ア 内容</p> <p>外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的として、外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員を対象にした研修を実施する。研修内容は、外国人介護人材を受入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介など、地域の実情に応じて必要な研修内容とすること。</p> <p>なお、本研修の対象施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることができるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 オンライン方式による研修の実施</p> <p>上記3（1）～（3）については、一定の条件を満たす場合においては、オンライン方式による研修の実施が可能である。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、原則として、同3（1）～（3）の内容を踏まえて設定すること。</p> <p>(1) 実施要件</p> <p>実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合とする。</p> <p>ア <u>新型コロナウイルス感染症対策を講ずる等の理由</u>により、集合形式による実施が困難である場合</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～（3） (略)</p> <p>5 (略)</p>

新	旧
<p>附 則 この要綱は令和5年9月12日に施行し、令和5年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年11月13日に施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は令和5年9月12日に施行し、令和5年4月1日から適用する。</p>

新

別表1 (略)

別表2 (略)

旧

別表1 (略)

別表2 (略)